

松戸市教育委員会会議録

令和7年8月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和7年8月定例会

開 会	令和7年8月6日(水) 午前9時30分	閉 会	令和7年8月6日(水) 午後12時00分
署名委員	教育長 波田 寿一	委 員 山形 照恵	
出席委員 氏 名	教育長 波田 寿一	<input type="radio"/>	委 員 山形 照恵 <input type="radio"/>
	教育長職務代理者 武田 司	<input type="radio"/>	委 員 中西 茂 <input type="radio"/>
	委 員 伊藤 誠	<input type="radio"/>	委 員 和座 一弘 <input checked="" type="radio"/>
出席職員	内訳別紙のとおり		
特記事項			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和7年8月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	村上 陽子	21	〃 主査	藤井 大介
2	学校教育部 部長	中坂 正夫	22	学習指導課 課長	小川 晴美
3	学校教育部 審議監	町山 信之	23	〃 補佐	陰山 元宏
4	教育総務課 課長	三根 秀洋	24	〃 補佐	小林 裕範
5	〃 専門監	戸張 徳一	25	〃 指導主事	菅谷 周平
6	〃 補佐	飯島 幸枝	26	〃 指導主事	井原 滋
7	〃 主査	竹田 順一	27	〃 特別支援教育担当室 室長	山口 広美
8	〃 主任主事	山下 栄一郎	28	〃 特別支援教育担当室 補佐	高橋 宏樹
9	学務課 課長	南 進史	29	〃 特別支援教育担当室 指導主事	小葉 智光
10	〃 補佐	原 有希也	30	社会教育課 課長	関根 瞬人
11	市立松戸高等学校 校長	勝又 英子	31	〃 主査	岩間 拓郎
12	〃 事務長	菊地 俊一	32	学校財務課 課長	大場 慶育
13	〃 教頭	松本 健	33	〃 学校給食担当室 室長	飯澤 信幸
14	〃 教務主任	三藤 彰太	34	〃 学校給食担当室 補佐	木村 朗子
15	文化財保存活用課 補佐	大西 真	35	児童生徒課 課長	志村 雅人
16	〃 主査	須賀 博子	36	〃 補佐	日野 裕介
17	〃 美術館準備室 室長	豊島 周一	37	〃 指導主事	増渕 智秋
18	〃 美術館準備室 主任主事	小川 玲美子	38		
19	学校施設課 課長	久保田 昭彦	39		
20	〃 補佐	栗山 誠	40		

令和7年8月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和7年8月6日（水）午前9時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

議 案

4 その他の議題

令和7年8月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議 案

① 議案第 18号

令和8年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について

(学務課)

② 議案第 19号

松戸市指定文化財の指定について

(文化財保存活用課)

③ 議案第 20号

契約の締結について

(学校施設課)

④ 議案第 21号

契約の締結について

(学校施設課)

⑤ 議案第 22号

契約の締結について

(学校施設課)

⑥ 議案第 23号

令和8年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の

規定による一般図書の採択について

(学習指導課)

⑦ 議案第 24号

令和7年松戸市議会9月定例会の議案（補正予算）に対する

意見聴取について

(教育総務課)

教育長 初めに、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議には、現在5名の方から傍聴したい旨の申出がございます。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

教育長 ご報告申し上げます。

本日、和座委員が所用により欠席されます。しかし、教育長及び教育委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本会議は開催することができますので、よろしくお願ひいたします。

◎開 会

教育長 それでは、ただいまから令和7年8月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山形委員にお願いいたします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案7件となっております。このうち、議案第24号は、市長の意思決定に係る重要な事項に属する案件となります。したがいまして、この審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。よろしいでしょうか。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第24号の審議を秘密会とすることにご異議

ございませんか。

(「異議なしの声あり」)

教育長 ご異議ないものと認め、議案第24号の審議は秘密会といたします。また、秘密会は議事録を取っていないところですが、議案第24号につきましては記録を残したいと考えています。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認め、そのように取り計らいます。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第24号は秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、その他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認め、その他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことになりました。

では、ここからの議事進行は、武田教育長職務代理者にお願いいたします。

◎議案第18号

教育長職務代理者 本日は、議案が大変多くなっております。限られた時間の中で円滑な議事進行に努めたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第18号「令和8年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いいいたします。

学務課長 学務課長の南でございます。よろしくお願いいたします。

議案第18号「令和8年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」ご説明いたします。

関係資料につきましては、さきの定例会議後に事前配付させていただきましたファイルと

なります。

本件は、松戸市立高等学校管理規則第19条の規定に基づき、教科書を採択していただくために提案するものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明いたします。

関係資料のファイル、こちらをご覧ください。インデックス1につきましては、松戸市立松戸高等学校長が選定した令和8年度使用選定教科書一覧表でございます。インデックス2につきましては、新規選定教科書採択調査票です。

今回、新規に選定された教科書について、事務局で事前に調査をいたしました。その結果、全ての教科書が松戸市立高等学校で使用する教科書の採択に関する方針に合致しておりましたことを報告いたします。

なお、方針につきましては、インデックス4に添えておりますのでご確認ください。

2枚目、3枚目につきましては、新規選定教科書の補足資料でございます。新規に選定した理由は、記載のとおりとなっております。

インデックス7、理由書につきましては、市立松戸高校から提出された各教科書の選定理由書でございます。松戸市立高等学校使用教科書選定の観点別に理由が記されております。

このほか、教科書の選定経過等につきましては、松戸市立松戸高等学校長からご説明申し上げます。

なお、質疑応答につきましては、松戸市立松戸高等学校校長及び教職員の対応となります。よろしくお願ひいたします。

私からの説明は、以上のとおりでございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

次、教科書選定の経過等についてのご説明をお願いいたします。

市立高校校長、よろしくお願ひします。

市立松戸高校校長 市立高校校長の勝又でございます。よろしくお願ひいたします。

私からは、教科書選定の経過についてご報告いたします。

お手元の資料、インデックス3番、選定経過報告書、こちらをご覧ください。

令和8年度使用教科書選定に当たっては、下記の経過により選定を行いました。記以下の表をご覧ください。上から要点を説明いたします。

令和7年5月8日付松教学学第139号にて依頼のありました「令和8年度使用教科書の選定について」に基づき、校内の選定が本格的に始まりました。

また、これに先立ちまして、令和7年5月7日水曜日に、本校教務主任が千葉県教育委員会主催の令和7年度高等学校教育課程連絡協議会に出席し、令和8年度使用教科書選定に関する説明並びに諸注意を受けております。

表に戻ります。

以上を踏まえ、5月15日木曜日、教務部において、インデックス4に当たります「松戸市立高等学校で使用する教科書の採択に関する方針」、そして、5の「使用教科書選定の観点」及び本校における選定の手順を確認した上で、その旨を各教科主任に連絡、指示いたしました。

各教科に指示した具体的な内容は2点です。

1点目として、お手元の資料、インデックス4をご覧ください。「松戸市立高等学校で使用する教科書の採択に関する方針」です。こちらの太字の2、教科書の選定に示された(1)から(5)の項目に基づき、できる限り多くの教科書を比較することとしました。特に、(4)学校の実態に即し、生徒の学力に応じた最もふさわしい教科書を選定する、そして(5)の教科書は継続して使用できるものを選定するというところを意識しております。

指示内容の2点目として、次にインデックス5番をご覧ください。観点と書かれたところです。「松戸市立高等学校使用教科書選定の観点」です。こちらに示された各項目、1、内容、2、組織・配列、3、表現、4、印刷・製本、これらを考慮の上、最も適切な教科書を選定すること。

この2点を指示いたしました。

資料、インデックス3、「選定経過報告書」に戻ります。

日付の令和7年5月16日金曜日から、各教科で教科書選定を開始いたしました。そして、同6月6日金曜日までに、各教科が作成した「選定教科書一覧」と「選定理由書」が教務部に提出されました。

その後、6月9日月曜日から、教頭の指導の下、教務部員が各教科から提出された「選定教科書一覧」と「選定理由書」が適切であるかを検討し、確認しながら取りまとめ作業を行いました。

6月18日水曜日、校長、教頭、教務主任及び教科書係が、各教科の「選定教科書一覧表」、「選定理由書」、「選定経過報告書」等の最終確認を行いました。

そして、6月20日金曜日、令和8年度使用教科書を決定するとともに、松戸市教育委員会に報告したところでございます。

教科書選定の経過報告は以上となります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、これより議案第18号の質疑及び討論に入ります。

教育長。

教育長 確認の意味で、県立高等学校を含む県の教育委員会からの指示説明の内容、概要等が分かれば少し教えていただきたいんですけども、確認の意味でよろしくお願ひいたします。どんな説明があったかということです。

教育長職務代理者 市立松戸高校校長、お願ひいたします。

市立松戸高校校長 主に説明のあった点として、こちらの資料、インデックス4、方針をご覧ください。

2番の教科書選定について、この（1）から（5）の部分、そして太字の3番、教科書の採択についての部分となります。

教育長 了解です。ありがとうございます。

教育長職務代理者 以上を踏まえて、質問はございますか。

山形委員。

山形委員 今回、新規で変更があったところで、数学が全て新規になっていたので、その部分が意図を持ってやられていると思うので、その点の説明をお願いいたします。

教育長職務代理者 市立松戸高校校長、お願ひします。

市立松戸高校校長 ただいまご質問がございましたところは、採択調査票の中にある補足資料、こちらで数学が全て変更になっているという点についてですね。

数学につきましては、こちら、同じ教研出版のNEXTシリーズから高等学校シリーズに変更いたしました。同じ教科書会社内の変更であり、どちらも難易度でいうとBです。同じ難易度の中での軽微な変更となります。

その中でも、新規に選定した主な理由、一番右に書かれているとおり、生徒の理解定着をより図るため、基礎から段階的に学べる構成の教科書としました。基礎から段階的に学べる、つまり、こちらの2冊の教科書を比べますと、新旧共に、目次ですとか章立て、節、項目については同じでございます。ただし、項目の中で、NEXTシリーズよりも高等学校シリーズのほうが例題が少し多かったり、また問題を解いた後の解説が丁寧に書かれたりしています。また、コラムについて申し上げますと、高等学校シリーズは、コラムが各項目の初期段階に多めに書かれています。日常の事象と関連することで、コラムにのせて生徒の興味、あ

と理解を図ろうとしているもの。

参考までに、N E X T シリーズのコラムは、身近な話題に加えて、さらに理解を深める内容というものを意識して書かれているコラムですので、本校の生徒の実態に合わせまして、数学、これからの中、社会に出ていくために非常に必要な科目ですので、より基礎的な力の定着と、また興味を持って学びに向かう姿勢を身につけること、さらに学力向上を意識しまして、全てN E X T シリーズから高等学校シリーズに変更いたしました。

以上となります。

山形委員 ありがとうございます。

先ほど事前に見させていただきまして、かなり問題数が多い教科書だなと思いましたので、意図を持って選んでいただいて、より生徒さんの実態に合った教育が進むのだとわかりました。説明ありがとうございました。

事前に見せていただいた中で、これは感想になりますが、公民の公共という教科書も新しくなっていて、倫理のページから始まり、看護学校で習うような、心理学のマズローの5段階の基本的な人間の欲求というものが冒頭にありました。今はメンタルヘルスの文脈で、大人にもいろんなことが言われている部分が冒頭にあって、それがまた、公共は必須科目の公民の中の1年生で倫理的なことを学べること。その後、倫理は3年生が必須なので、それまで倫理的な部分に触れないところをここで学べるというのは、いい教科書だなと私自身は思いました。

説明の中で、保健体育の部分でも、家庭科とのつながりというところも、教科書を見させていただきましたけれども、とても充実した内容でしたので、いい教科書だなと思っておりました。

以上です。

市立松戸高校校長 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほか、ご質問。

伊藤委員。

伊藤委員 2点ほどお伺いします。

まず、教科書全般の一覧表のところにあるんですけれども、いわゆる教科書の難易度は来年度については全般的にはほとんどが普通のBの判定なんですが、これは必ずしも教科書にそう書いてあるわけじやなくて、恐らく、先生方の判断という意味で、なかなか客観的には判定しにくいんだろうと思うんですけれども、以前、数年前はかなりAというのがあったんで

すよね。それがだんだんAが少なくなつてBになつていったということで、学校の全般的な、この数年来の方針とか学校の基本的な方針に沿つた選択かなというふうに思うんですが、英語で2教科ほどCというのがあるんですけれども、ほとんどがBということで、この傾向は学校の方針と考えていいのですか。

難易度だけで選ぶわけでは必ずしもないんでしょうけれども、今後、Cの判定をするものがだんだん増えていくような傾向にあるのか、あるいはそういうようなご方針を持っているのかどうかというようなことをちょっとお聞きしたいということです。

それから、もう一点目は、この冊子の、言語活用のところを2枚めくつたところに表現という項目があり、学習能力等への配慮というところで、ちょっと面白い記述があって、書くことの苦手な本校生徒を喚起するのに適した教材が多く採択されているということで、この教科書を選んだ理由のところ、1点あるんですけれども、市松の生徒の評価ということの中で、書くことの苦手な本校生徒を喚起するというか、そういったものに適した教材が多く採択されているというふうに書いてあるんですが、書くことの苦手な生徒というように判断されていることを理由として、今回この言語活用の教科書を選ばれた、この教科書の何かいいところというか、そういうものを改善していくのに優れているというふうに判断された何か理由みたいなものがあれば教えていただきたいんですけど、その2点です。

教育長職務代理者 市立高校校長、お願ひします。

市立松戸高校校長 2点ご質問があったかと思います。

まず1点目、一覧表にございます教科書の難易度について、令和8年度、ほとんどがBであることについて。Aが基礎的、Bが普通、Cが発展的というふうになっておりまして、こちらについては、先ほど伊藤委員がおっしゃったとおり、各教科でA、B、Cは判断しますので、多少主観的なところはございますけれども、令和6年度の使用教科書から本校では難易度Aがなくなっています。令和5年度使用のものまでは、実は理科の基礎科目、物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎、これがAでした。これが令和6年度からBになり、その後、総合英語以外は全てB、そして総合英語についてはCというふうになっております。

総合英語、国際人文科の英語の力を発展させるためにというところもありますし、実際、生徒の力に即しているという側面がございます。

今後、どういう方向に進めていきたいか、本校は、学校経営方針、松戸市の方針も受けながら、今、学力の定着と向上、そして、将来社会に出ていったときに、確かな学力を身につけて社会に出ていくということを目標としておりますので、もちろんCのものが増えていく

ということは理想としております。

ただし、生徒の実態に即して、生徒の理解度、興味・関心を深め、高めるということが最優先になりますので、まずは現段階ではBのものでしっかり学んで、生徒の学力を高めていきたいと考えております。

また、補足ですけれども、A評価がなくなりBとCになっているというのは、実際に今、松戸市の支援を受けて、学校教育活動を展開できているという背景がございます。例えば、全校生徒が学習に活用しているスタディサプリの利用状況について申し上げますと、本校は、同じ学力帯の他校と比べて、活用率、動画視聴時間、確認テスト回答数等の数値が高いというデータが出ています。また国際交流協会との交流等も活発に行われていることにより、本校がある程度の人気、また倍率がある学校となっております。このことから、学ぶに向かう意欲のある生徒が入学してきているということも効果として上がっていると思います。

質問の2点目、言語活用の表現のところについてですね。言語活用βの教科書選定理由の学習能力等への配慮というところに、「書くことの苦手な本校生徒を喚起する」というふうに書かれております。実は、こちらは本校生徒に限らず、今、世の中全ての学生、高校生、書けなくなってきたという実態がございますので、本校生徒にも書く力をつけさせたい、という意図の表現でございます。

先月公表された、小中学生対象の全国学力学習状況調査の結果においても、中学国語の記述の問題においては、平均正答率が3割以下、約3割の生徒が回答欄に書かない無回答の問題もあり、書くことを最初から諦めているという傾向があるという記事がございました。そういう子どもたちが、中学生になり、高校生になり、大人になっていく。今、その初期段階の子たちが高校生しております。

言葉を知らなければ、自分の気持ちも表現できませんし、その前に考えをまとめることもできませんので、まず言葉を知った上で、自分の言葉で書いて話す力を定着させたいという視点から、その力をつけるための教材となっております。書くことが苦手というのは本校生徒に限ったことではなく、本校の教員が生徒の書く力を高めたいというところから、このようにしているというところになります。

以上です。

伊藤委員 ありがとうございました。

教育長職務代理者 中西委員。

中西委員 今のところのご説明の追加質問というか、全般的に書くことが苦手だというのは分

かりますし、義務教育段階のデータというのは、そのとおりだと思うんですけど、高校段階で、苦手だということが何らかのテストとデータで把握されているのか、あるいは教科の先生の感覚的なものなのか、その辺りのことを確認したいんですが。

市立松戸高校校長 本校に限らず全般的に、記述に対する回答が少し薄くなってきているという傾向は確かにございます。

その力をつけさせるために、定期考査等では、話す、聞く、考える、書く力も測っておりまますし、そこで、例えば定期考査や模試の結果、書くところがいま一つであった生徒に対しては、各教科から、個別のアプローチですとか授業を通じて全体のアプローチ、その都度、力をつけさせるということをしております。

教育長職務代理者 感想等でも、もしご意見がございましたら。

じゃ、私から 1 つ。改訂版が非常に増えているのが目立ちますが、ちょっと見たところ、申し訳ない、専門家ではないので、私自身の力ではなかなか比較ができなかつたんすけれども、教員の方から改訂版を順次選ばれるというのは、流れということもあるのだとは思いますが、何か感想というか、こういう点が良くなっていますねとか、あるいは何かちょっとマイナス的なイメージのことでも、何かあったら。改訂する、一気にこれだけ変わっているのがちょっと気になりますので、お伝えいただきたいなと思います。

市立松戸高校校長 各教科書会社が改訂版を出すタイミングというのは、まず学習指導要領が改訂になったときですとか、4 年に 1 度程度、全て改訂いたします。こちらは、世の中が多少変わって、変化に伴いましてデータを最新のものに替えたりですか、または、写真もそうですけれども、新しいものに替えたり、また、その数年間の間でちょっと内容を変更したりということがございます。

同じ教科書会社のものを選んでいる理由は、他の教科書会社も全て比べておりますが、やはり改訂前の段階で、市立松戸高校の生徒にはこれが一番いいというふうに選んでいるものですので、それを踏襲している改訂版を選んでいます。

例えば物理基礎であれば、改訂前に比べて問題数が約 1.4 倍になっております。QR コンテンツも 2.2 倍に増えております。地学においては、情報が更新され、写真も新しくなり、レイアウトも見やすくなっていますし、生物基礎においては、大学で行われるような研究内容がコラムに入り、QR コンテンツが充実しております。科学と人間生活においても、QR コンテンツ等の情報が新しいものに更新されている。また、英語について言いますと、英語コミュニケーション I については、動画が充実していること、また、令和 7 年度に変わり

ましたので、共通テスト対策を意識した演習問題が加わっています。国際人文科の、エッセイライティングについて言いますと、レイアウトが、見開きで完結するフォーマットとなっていたり、内容も、モデル文から段階を追って表現活動に到達できるように構成されたりというふうに、軽微な変更ですけれども、より充実したものに改訂しているという事実がございます。教員たちも、前のものよりも改訂版のほうが、より新しい、充実しているということで、そちらを選んでおります。

教育長職務代理者 では、納得というところで。ありがとうございます。

ほか、ございますか。

山形委員。

山形委員 今の校長のお話を聞きまして、そのような改訂の選んだ理由が、この説明資料載っていると理解が進むと思いました。私たち教育委員は一般市民の中で選ばれたものなので、まだ教育の専門の部分で分からぬ点があるので、先ほど問題数が増えたとかと具体的で、だから選ばれたんだというのがすっと入ってきました。また、私たちだけじゃなくてほかの一般の方も、どうしてこの教科書を選んだのかという根拠を見るときに、役立つなと思いましたので、来年度以降、お願ひできたらと思います。ありがとうございます。

教育長職務代理者 よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

議案第18号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第18号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第19号

教育長職務代理者 次に、議案第19号「松戸市指定文化財の指定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

文化財保存活用課長補佐、お願ひいたします。

文化財保存活用課長補佐 文化財保存活用課課長補佐の大西です。本日は所用で課長の出席が

かないませんので、私のほうから説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

議案第19号「松戸市指定文化財の指定について」ご説明いたします。

指定理由は、市の区域内にある文化財のうち重要なものを松戸市指定文化財として指定し、その保護を図るためでございます。

今回の文化財指定に関しましては、本年2月4日に開催された教育委員会会議において、松戸市文化財審議会に諮問いただいた御陣屋太鼓について、去る7月12日に開催の文化財審議会で審議を行い、議案書9ページにありますとおり、適當と認められるとの答申をいただきました。

文化財審議会からの答申の具体的な内容は、議案書の10ページからの松戸市指定文化財調書のとおりですが、簡単にご説明いたしますと、昭和50年頃までオコモリと呼ばれる念佛講で使われていた太鼓なんですが、遡りますと、江戸時代の金ヶ作陣屋で触れ太鼓として使われていたと伝えられており、念佛講が途絶えた後も、地元の子どもたちが地域の行事等で使用しております。

このように、触れ太鼓としてだけでなく。地域の信仰生活がうかがえる実物資料として貴重であり、途絶えてしまった地域の民間信仰の変遷の伝承が残っているうちに保護を図る必要があるため、指定文化財として指定することが適當であるとの判断がされたものでございます。

こうしたことから、松戸市文化財の保護に関する条例第4条第1項の規定に基づき、松戸市指定文化財の指定についてお諮りするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

教育長職務代理者 議案第19号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

何かご質問等はございますか。

教育長。

教育長 今、文化財保存活用課のほうから説明がありましたとおりですが、私も7月12日に実施されました松戸市文化財審議会に出席しておりまして、藤井会長さんからこの答申を受けたという形になっています。

そのとき、委員の皆さんからも、この文化財調書にあるとおり、非常に重要な文化財であるというようなお話をいただきましたし、松戸市としては、これをしっかりと保存していくことで、金ヶ作陣屋さんの文化財としての価値を高めていくということも含めて、非常に重要なだというようなお話がございましたので、補足というような形でお話をさせていただきます。ぜひしっかりと文化財として保存していきたいなと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

教育長職務代理者 ほか、ありませんか。よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

議案第19号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第19号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第20号

教育長職務代理者 次に、議案第20号「契約の締結について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学校施設課長、お願ひします。

学校施設課長 それでは、議案書13ページ、議案第20号「契約の締結について」説明させていただきます。

本件は、梨香台小学校外壁改修工事の契約につきまして、次のとおりに契約の締結を9月定例市議会に議案として提出するよう市長に申し出るものであります。

1、契約の目的、2の契約の方法については、記載のとおりとなります。3の契約金額につきましては6億1,600万円、4の契約の相手方は株式会社湯浅建設となります。

提案理由については、記載のとおりでございます。

14ページです。

1、入札方式は総合評価方式となり、2、予定価格、3、調査基準価格、4、失格基準価格、5、入札結果は記載のとおりでございます。

15ページをお願いします。

1、工事場所、2、工事概要につきましては、記載のとおりとなります。

(6) の工事内容ですが、外壁改修工事に合わせて屋上防水改修と窓サッシの改修工事も同時に実施します。外壁及び屋上の塗装を行うことにより、美観向上を図るとともに、サッシ改修に合わせてガラスをペアガラスに変更し、屋上防水に合わせて断熱材も改修いたしますので、安全性や耐久性の向上に加え、断熱性の向上も図ります。

3、工期につきましては、市議会の議決を得た日の翌日から令和9年2月19日までとしており、2か年にわたる工事となります。

議案に関する説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

教育長職務代理者 議案第20号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 ちょっと素人で申し訳ないんですけども、14ページの今回の入札結果を拝見すると、3社から応札があって、それぞれの評価等が書かれていて、全般的に判断して一番上の湯浅建設が落札あるんですけども、入札価格だけで見ると、必ずしも湯浅建設が1位じゃないんですよね。

いろいろ技術評価点とか評価値があって、総合判断して湯浅建設が落札したというふうに読めるんですが、入札価格は一目見て分かるんですけども、技術評価点と評価値というのはどういうふうに出てくる数値なのか。それが結果的に1位なので、最高評価されたということなのでしょうが、簡単にこの辺の技術評価点とか評価値を教えていただけるとありがたいんですけども。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 まず、この入札が総合評価方式ということで、その建設工事の品質が受注者の技術的能力の担うところが大きいということと、個別の工事により条件が異なるなどの特性を有することから、入札価格のみならず業者の技術力や社会性など、技術提案を加味して相手方を決定する入札方式となっております。

この評価点につきましては、専門外なんですが、配置される技術者の経験値とか、あと会

社の実績、それから会社の規模とか、それから技術員の数とか、そういうものを全て勘案して評価点を技術管理課とか契約課なりで審査して、この点数になっているといったところになります。

以上です。

伊藤委員 そうすると、この評価はどなたか専門の人が点数を出すんですか。それとも、我々のほうで全般的に評価するのか。その評価する項目というのは恐らく幾つもあるんでしょうね、今おっしゃったように会社の規模であるとか実績であるとか。ただ、そうすると、中小の建設会社というのはなかなか入ってくるのが難しいというようなこともあると思うんですが、その辺のところは全般的にどうしているのですか。やっぱり専門家もある程度関与してその評価点を出して、全般的にはそちらのほうで判断するというか、そんなようなことなんでしょうか。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 細かいところに関しては市長部局の技術管理課のほうで項目立てをして、こういうところに何点とかという形になっております。

やはり中小の企業が取れないというところは、必ずしも全ての工事が総合評価方式ではなくて、これだけの規模が大きいというところになりますので、受注者の技術的能力とかそういうもの、あとは学校ですので、子どもたちの安全等もありますので、その辺りで、しっかりとというか技術力のある業者に発注というところで、総合評価方式の入札となっているところになります。

県とかほかの市町村も同じようにやっていますので、どこの自治体でも同じような評価項目でやっているというふうに聞いているところでございます。

教育長職務代理者 ほかにございませんか。

山形委員。

山形委員 この後の続く議案にも関わることで、同じところが出てくると思うのですが、15ページの工事内容のところで、どんなことをやるかというご説明がありましたが、ご予算的にかなり大きい金額なので、例えば外壁と屋上防水と建具の変更の中で、どの辺りが概算としてお金がどのくらいかかるかというところが、割合でもいいです、どこが一番コストがかかるのか、今出ている段階であれば、分かる範囲で教えてください。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 一応うちのほうで設計書を見たところです。窓のサッシのほうが半分ぐらいと

いうところになります。

山形委員 ありがとうございます。

窓の枠のトラブルは、報道でも、地方で何か所か起きているところなので、重要な部分だと思います。そこはペアガラスになるのはとてもいいなと思いました。

感想ですが、今後ほかの学校にも次々と修繕が続くんだなというところで、かなり大きな金額が動くなというところが今の感想です。

以上です。

教育長職務代理者 ほか、よろしいですか。

山形委員。

山形委員 体育館のほうは範囲には入っていないんですけども、体育館はそのままというところでよろしいでしょうか。

学校施設課長 今回の工事はあくまで校舎といったところで、体育館は範囲外でございます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 何かございますか。よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これより議案第20号を採決いたします。

議案第20号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 異議がないものと認め、議案第20号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第21号

教育長職務代理者 次に、議案第21号「契約の締結について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 それでは、議案書18ページ、議案第21号「契約の締結について」説明させていただきます。

本件は、大橋小学校外壁改修工事の契約につきまして、次のとおりに契約の締結を9月定例会に議案として提出するよう市長に申し出るものです。

1、契約の目的、2、契約方法については、記載のとおりとなります。3、契約金額につ

きましては5億3,130万円、4、契約の相手方は株式会社湯浅建設となります。

提案理由については、記載のとおりでございます。

19ページです。

入札方式は総合評価方式となり、2、予定価格、3、調査基準価格、4、失格基準価格、5、入札結果は記載のとおりでございます。

20ページをお願いいたします。

同様でございます。（6）の工事内容ですが、前の議案同様に、外壁改修工事に合わせて屋上防水改修と窓サッシの改修工事も実施いたします。

3の工期につきましても同様に、2か年にわたる工事となります。

議案に関する説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

教育長職務代理者 それでは、議案第21号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

私から、よろしいでしょうか。工期が2年にわたるということなんですが、この大橋小の場合、外壁改修工事が入っていまして、皆さん感じているように、この夏もすごく暑い状況が続いていまして、外壁となると、やはり校舎を覆うイメージがあるのですが、そのような中での対策というか、そういったものはどういうふうになっているのかなというところがちょっと気がかりになるところで、何か方策を考えていらっしゃるようでしたら教えていただきたいです。

学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 基本的にはエアコンが入っていますので、逆に日差しが遮られる形になりますので、効率はちょっとよくなるのかなと思います。

あと、換気に関してですが、今回2か年でございますので、最初の1年に廊下側のほうをやります。2年目にグラウンド側を実施します。

教育長職務代理者 全部覆われるということでなく。

学校施設課長 わけでなく、片面ずつやるイメージでございます。

教育長職務代理者 片面ずつの換気は確保すると。

学校施設課長 はい。そういったところになりますので、換気のほうもできるかなと思っております。

教育長職務代理者 じゃ、そういう工夫もしていただけているということで、少し安心しました。遮光になるというのは、ちょっと盲点でございました。ありがとうございます。

ほか、ございますか。

中西委員。

中西委員 次の議案も含めての話ですが、今回3件、工事の案件があるわけですが、それぞれ築何年ぐらいになっているのかということと、これから計画というか、昨年度までの実績も頭にはありませんが、そこら辺の流れをお伺いできますか。

教育長職務代理者 学校施設課長。

学校施設課長 まず、梨香台小学校については、昭和47年に建設され53年が経過し、1度、昭和62年度に外壁塗装の改修を実施しております。大橋小学校は、昭和56年に建設、44年経過、幸谷小学校についても、昭和57年に建設され、43年が経過しております。

2校につきましては、外壁改修の実施はしていないといったところになります。

今後の計画ですか。

教育長職務代理者 後でまとめますか。3件目までやると、恐らくいろんなお聞きしたいことが皆さんおありだと思いますので。

学校施設課長 小中学校の大部分が昭和40から50年代にかけて建設されているため、施設は老朽化しております。ここ10年間で、小学校12校、中学校6校で外壁改修を実施しております。今後ですが、毎年施設点検を実施しており、この結果を基に、早期改善が必要な学校から順次改修を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 ちょっと気になるんですが、1件目と2件目が結果的に湯浅建設と、同じ会社が受注することになりますね。いろいろ評価をするときに、その会社の規模とか動員できる人数とか、いろんなことが当然要素として入れられて評価されるんだと思うんですが、それぞれの評価の時点では、1つの学校だけをやるという前提で、いろいろ数値を出して恐らく計算されたんだと思うんですけども、それがまた同じ時期に違う学校を2件目としてやるとなると、それも2つやりますよという想定の下で評価するんじやなくて、1個ずつ評価されていると思うので、そうすると、全体の規模とかやれる能力というか、動員できるいろんな機材とかそういうものを、1件だけでやるのであればそれでいいんでしょうけども、同時期に2件やるとなると、ちょっと全体が狂ってくるんじやないかと思うんですよね。

ですから、全体の工期の関係とか、いついつまでにやるというようなことに、2件同時にやることによって、支障が出ちゃうんじゃないかなというのがちょっと気になります。3件

目はさすがに同じ会社は応募していないので、3件目はやっていないんですけども、2件やることについての、2件同時にやるということで評価をしてないと思うのですが。

ですから、その辺、特に工期との関係とか、それが延びてしまうんじゃないかと若干心配なんですけれども、その辺は配慮された上で、大丈夫ということで、単なる点数だけじゃなくて、そういう判断をされたのかどうかというのをちょっとお聞きしたいんです。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願ひします。

学校施設課長 議案書の14ページが先ほどの20号議案で、今のが19ページ、同じ湯浅建設ですが、技術評価点が違っているかと思います。資料を見ていただくと分かりますが、なぜ違うかというと、配置予定の、技術者の評価が違うといったところから違ってきているので、あくまでも、この工事とこの工事が、こういう人とこっちの人と別で配置していると。だから、工期とかが遅れたりというのではないと考えております。

伊藤委員 だけど、やることは同じですよね。外壁とか天井があるとかということは。

学校施設課長 やることは同じです。

伊藤委員 だから、例えば会社にしたら、Aという人をどっちに配置してもいいわけですよね、場合によっては。工事の内容が全然違えば、会社の人員の専門家の人に、こっちのAのほうに行くというのは当然だけども、でも、両方とも同じ工事ですよね。ですから、やりくりでいるわけですよ、どっちへ行っても。

学校施設課長 基本的には、金額が大きいので専任の技術者が必要になります。掛け持ちとうのはできない。

伊藤委員 それぞれね。

学校施設課長 はい。

伊藤委員 大きいのは、AとB、梨香台と大橋でそんなに金額は違いませんよね。だから、両方とも大きな工事ですよね。

学校施設課長 はい。だから、専任の技術者が必要です。

伊藤委員 それぞれね。

学校施設課長 はい。それで、配置予定の技術者をちゃんと入札に書いてくると。

伊藤委員 それぞれ別の人ということですか。

学校施設課長 そうです。それで、評価点が違う、その技術者の経験値と。

伊藤委員 ちょっとうがったというか、ちょっと懐疑的に見ると、同じ人を実は出しているというような可能性もあるわけですよね、同じ会社ですから。

学校施設課長 そこまではちょっと私は分からないですけど。

伊藤委員 でも、それをちゃんと見ないと。

学校施設課長 その辺で、ちゃんと契約課は確認はしている。名前は確認はしている。その後の実際の。

伊藤委員 だから、その会社がそれだけの余力のある非常に大きな会社で、こっちの専門家をこっちに派出して、こっちも別の専門家を出せるという、そういうことであれば、十分余力がある会社であれば、私は何も問題ないんすけれども。

学校施設課長 そうなっております。

伊藤委員 なっていますか。

学校施設課長 はい。

伊藤委員 そこまで確認されているんですね。

学校施設課長 なっております。

伊藤委員 ちょっとその辺が心配で、場合によっては第3校も仮にやるとすると、それだけの余力があるのかなと思うじゃないですか。

学校施設課長 大丈夫です。

伊藤委員 ちょっとそれが気になったので、その辺は。

学校施設課長 大丈夫です。

教育長職務代理者

ほか、ございますか。

山形委員。

山形委員 今の伊藤委員のところにつながるかもしれません、技術評価点が違うということは私も気になっていました。これだけ大きいことを私たちは会議で決めていく中で、詳しく分からぬというのはよくないことと思いました。例えば社会性、人数だとか、どのようなことが技術評価の中で項目であるよというのを、簡単でもいいので、私たちも知って、それを見てから評価点のところが分かるといいと思います。

学校施設課長 分かります。

山形委員 分かりますか。じゃ、ぜひ教えていただけたらと思います。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願ひします。

学校施設課長 まず、評価項目と評価基準ということで、施工計画で0点から6点、それから企業の技術力として、同種の工事実績が1点から0点、工事成績が6点からマイナス4点、

優良工事の表彰が0点から1点、それからＩＳＯの認証取得が0からマイナス1点、それから事故及び不誠実な行為という項目で0からマイナス4点、あと地域での施工実績が0か1点、それから災害協定が0か1点、それから災害活動実績が0から1点、ボランティア実績が0から1点、それから市内営業拠点の有無が0から2点といったところなんんですけど、このまま続けましょうか。どうしますか。

山形委員 ありがとうございます。

学校施設課長 後で、この資料をお渡ししましょうか。

教育長職務代理者 そうですね。お願ひしたいところです。

学校施設課長 教育委員の皆さんには、お渡ししたいと思います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

学校教育課長 これは松戸市総合評価方式の評価項目及び基準で、ホームページで公開していますので、後でお配りしたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

山形委員。

山形委員 ご説明ありがとうございます。

建設業はとても重要なところで、作業工程で人の命が関わることがあると思います。たまたま家族が建設業に関わっているもので、高所の少しの作業であったとしても、命綱をつけているかどうかで本当にリスクが違うということを話しています。評価基準のなかでマイナス評価もあるんだなというところなんかも、ポイントだということがわかりました。こういう厳しい評価の中でのこの技術点の点数だということが判断できたところが、今回の質問で理解が深まってよかったです。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ご説明いただいてありがとうございます。

ちなみに、今回出た点数の評価表みたいなというのもホームページで見られるんですか。

学校施設課長、お願ひします。

学校施設課長 ちょっと今、分からぬんですね。すみません。

教育長職務代理者 ちょっと疑問に思ったもので、もし知ることができたらいいなと思つただけです。

学校施設課長 分かりました。

教育長職務代理者 できましたら、ほかというのはちょっと失礼に当たるかもしれませんが、

入札を取ったところだけでも、どういう評価が出たか分かると、ありがたいかなというふうに、安心感につながるのではないかと私は思いました。これは意見です。

ほか、ございますか。よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようですので、議案第21号について採決いたします。

議案第21号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第21号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第22号

教育長職務代理者 次に、議案第22号「契約の締結について」を議題といたします。

学校施設課長、お願ひいたします。

学校施設課長 それでは、議案書23ページ、議案第22号「契約の締結について」説明させていただきます。

本件は、幸谷小学校外壁改修工事の契約につきまして、次のとおりに契約の締結を9月定例市議会に議案として提出するよう市長に求めるものです。

1、契約の目的、2、契約の方法については、記載のとおりとなります。3の契約金額につきましては5億6,078万円、4、契約の相手方は株式会社浅野工務店となります。提案理由については、記載のとおりでございます。

24ページです。

入札方式については、総合評価方式となります。2番、3番、4番、5番については記載のとおりでございます。

25ページをお願いいたします。

1、工事場所、2、工事概要につきましては、記載のとおりとなります。(6)の工事内容につきましては、同様に、外壁改修工事に合わせて屋上防水改修と窓サッシの改修工事も実施いたします。3の工期につきましても、同様に2か年にわたる工事となります。

議案に関する説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

教育長職務代理者 議案第22号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

学校施設課長。

学校施設課長 先ほど武田委員からあった、評価について、ホームページで公開されています。確認不足で申し訳ございません。

教育長職務代理者 後ほど拝見したいと思います。ありがとうございます。

何か質問はございますか。

伊藤委員 ちょっと確認なんですけれども、今回、同時にこういう同じような学校の改修が3件出たので、ちょっと気になったんですが、予定価格との関係なんですけども、最初の案件については、予定価格とは僅か60万円しか違わないということですが、今回3番目のは600万円程度の予定価格との差がありますよね。

ですから、普通、このぐらいの価格の差が出るのかなと思うんですが、特に1件目については僅か60万円の差ですよね。5億円の予定価格、60万円の差ということで、非常に予定価格に近い入札価格が出てるんですけども、こういうのも、これまでのご経験からいって、大体どのぐらいの差がつくのか。予定価格と全く同額というのではありませんだと思ふんですけども、その辺をちょっと。

5億、6億のものが僅か60万円程度の差であるというのと、今回みたいに600万円ぐらいの差が出ると。そういうばらつきがあるのは当然なんですか。それとも、とにかく、どのぐらいの予定価格との差があるのが普通なのかなというのを経験的にお分かりですか。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願ひします。

学校施設課長 まず前提として、予定価格を公表しています。業者は予定価格がこの額というのは知っています。

それがまず大前提で、最近は適正に設計が行われているというか、業者と市側が使っている、R I B C というんですが、積算ソフトが同じなので、大体同じになってきてしまうといったところもありまして、大体99%近い価格で落札が多いときがございます。

以上でございます。

伊藤委員 そうすると、今回の3件目の案件のように、予定価格と600万円も差があるというのは、それは異例ではないけれども、かなりひらきがあるという感じですか。

教育長職務代理者 学校施設課長。

学校施設課長 先ほど言われたように、5億とか6億というかなり大きな数字なので、本当に0.1%変わっただけで数百万円変わってしまうので、範囲内かなというところはございます。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理者 いろんなことを知る機会になりました、ありがとうございます。

私が質問、最後ですが、今回の議案とはちょっと直結しないんですけれども、こういった改修に関する事をきちんと施設課が見てくださっていると、全権の信頼を置いているんですが、ただ要望というのは、見立てとは違うところでたくさん出てきているのではないかというふうに推察致します。実態とは別に、不安要素とか不安全感みたいなものを払拭するというか、時間が大分かかることですので、そういったことに対する配慮とか、例えば、いついつ頃始めますという予定をお伝えするだけでも不安全感は少し和らぐのかなと思ったり、あるいは要望が私が想像しているほど多くないのか、その辺りの現状のところをお伝えいただければと思います。

学校施設課長。

学校施設課長 たまたま、2億3,000万を超えると、こうして議案として出てくるので、この3件が目立つのですが、日常的にトイレ改修工事とか、それから今年は全校で体育館空調工事をさせていただいている。全ての工事が2億3,000万を超えていませんので、こうやって議案としてお出しできていないのですが、いろんな工事をやらせていただいている。

以上でございます。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 もう一点だけ、すみません。

こういう工事には、いついつまでという工期を早く終わらせたら業者にインセンティブがありますよとか、そういうことはありますか。

学校施設課長 基本的には、金額とかそういった形のインセンティブはないんですが、工事の評価としては、創意工夫で、学校に迷惑をかけないというような項目で評価点が上がるというふうに考えています。

伊藤委員 評価点と。

学校施設課長 工事の評価点がです。

伊藤委員 次に反映する。

学校施設課長 次につながる形になります。

伊藤委員 逆に後期が遅れた場合は、何かペナルティーはあるんですか。

教育長職務代理者 学校施設課長。

学校施設課長 遅れた度合いにもよるんですが、学校運営とかに支障が出た場合は、やはり損害を被りますので、契約書の立てつけ上、損害賠償請求できる形になります。

ただの遅延、正当な理由がある遅延、例えば物が入らないとかといった場合は、工期延期の契約変更をすることはございます。

伊藤委員 それから、もう一点、すみません。

最近ちょっと、いろんな物価が上がってますよね。そういうので、今回は1年半以上の間に、物価上昇に伴う増額請求とかそういうのはあり得るのですか。

教育長職務代理者 学校施設課長。

学校施設課長 過去にもお出ししていると思うんですが、相模台小学校とか東部小学校の体育館とかで、変更契約という形でインフレスライドの条項を該当させて、要は労務費の増加分を変更契約していく。恐らくこの3本に関しても、変更契約が出てくると私どもは認識しております。

以上でございます。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理者 いろいろと教えていただいてありがとうございました。

よろしいでしょうか。

教育長。

教育長 じゃ、最後に感想で。

こういった外壁工事も含めた改修工事というのは、とにかく子どもたちの学校生活の安全というのが第一目的になろうかと思います。

ただ、今回外壁を改修することで、言い方は変ですけども、見た目がとてもきれいになれば、それがきっと子どもたちにとっても学校に行く楽しさにつながったり、勉強や遊びに対しての意欲が高まったりするのかなと思いますので、ぜひいい工事ができればいいなと思っています。よろしくお願いします。

教育長職務代理者 それでは、これより議案第22号を採決いたします。

議案第22号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第22号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第23号

教育長職務代理者 次に、議案第23号「令和8年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書の採択について」を議題といたします。

議事の進め方につきましては、まず初めに、東葛飾西部採択地区協議会の状況及び令和8年度小学校及び中学校用教科書並びに附則第9条図書について、学習指導課長から概要を説明していただきます。その後に、担当課から個別教科書についてのご説明をいただきます。

質疑、討論については個別でお願いしたいと思います。

それでは、学習指導課長から概要の説明をお願いいたします。

学習指導課長 議案第23号「令和8年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書の採択について」につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、28ページに記載のとおりでございますが、令和8年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項の規定により、去る7月11日に開催されました第2回教科用図書東葛飾西部採択地区協議会にて各教科用図書が選定されたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6項に基づき、松戸市教育委員会として審議し、採択していただくために提案いたします。

簡単に、本日までの経緯をご報告申し上げます。

4月14日に東葛飾西部採択地区協議会教育長会議が開催され、地区の基本方針、規約等が確認されました。

5月14日の教育委員会会議において、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会規約及び松戸市の令和8年度使用教科用図書の採択に関する方針について確認、承認をいただきました。

5月21日に第1回教科用図書東葛飾西部採択地区協議会が開催され、地区の基本方針、規約等について確認、承認をいただきました。また、7月11日に第2回教科用図書東葛飾西部採択地区協議会が開催され、採択地区における各教科書が選定されたところでございます。

協議会の内容ですが、令和7年3月27日付文部科学省初等中等教育局教科書課長名による令和8年度使用教科書の採択事務処理についての通知のうち、小学校用、中学校用、教科用図書の採択につきましては、令和7年度の教科書採択においては、無償措置法第14条及び同施行令第15条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号を除いて、令和6年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないことに基づき、別紙1、別紙2にあるように、令和6年度に採択したものと同じものを使用することで選定がされました。

また、特別支援学級で使用される学校教育法附則第9条の規定による教科用図書につきましては、教科書無償措置法第14条及び同施行令第15条から除外されますので、毎年採択をすることになっております。

特に、別紙3、投票欄の米印採択は、新たに選定された一般図書改採択は、改訂による差し替えが行われた図書を示しており、調査研究の対象となっている新規本4冊を中心に、採択協議会が委嘱しました専門調査員の報告と協議員による審議を経て、別紙3のように、附則9条の規定による教科用図書が選定されました。

この後、東葛飾西部採択地区協議会で選定された附則9条図書の新規本について、担当から説明させていただきます。

本市教育委員会会議において、本市の学校教育指導方針を踏まえ、継続使用となる小学校、中学校用教科用図書並びに新規改訂があります附則9条図書をご審議の上、採択いただきたく存じます。

本日は、附則9条図書の新規本がございますので、特別支援教育で使用する附則9条本について指導主事よりご説明いたします。よろしくお願ひいたします。

なお、地区協議会の選定結果は最大限尊重することになっており、本市採択に関する方針においても、原則、同一の教科書を採択することになっております。

それでは、個別の教科書について担当より説明いたします。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

教育長。

教育長 私のほうで、教育長会議等で決定された内容も含めて補足をさせていただきたいと思います。

まず、ご案内のとおり、昨年度までは次年度の教科書採択については秘密会の中で審議をしておりました。ただ、今年から、西部採択地区協議会の中で、流山市、野田市、松戸市で次の点を共有しましょうということで決定いたしましたので、お願いしたいと思います。

1点目は、9月1日に一般的に公表されるという部分については変わりません。ただし、採択協議会で採択された内容について、最終的な判断は各教育委員会会議で行いますので、その部分について今まで秘密会としていたんですけども、先ほど学習指導課長の説明があったとおり、西部採択地区協議会の決定事項を尊重するというような要項に基づいて、そのことを大前提に、簡単に言いますと、松戸市は本日、教育委員会会議を実施しておりますけれども、流山市、野田市については別日に実施しているという可能性がありますので、公平

性を担保するために、今までこの部分を秘密会にしていましたが、西部採択地区協議会においての決定事項を尊重するということが大前提でございますので、これは広く公開していくべきだというふうに教育長の間でも確認が取れましたので、そのような形で今回の審議を進めていくという内容でございます。

次に、採択の内容については、この後、担当指導主事から教科書の内容については説明があると思いますが、その辺は専門調査員等がしっかり調査した結果を踏まえて、西部採択地区協議会、具体的に言いますと、7月11日の採択で決定したことですので、それについては、私たちもきちんと尊重してこの会議に臨んでいただきたいなということが1つでございます。

ただ、具体的な内容等について、実際に松戸市の子どもたちが使用するわけですので、ご質問等は遠慮なくしていただければなというふうに思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、個別の教科書のほうの説明に移らせていただきます。

特別支援教育担当室指導主事、お願ひいたします。

特別支援教育担当室指導主事 特別支援教育の教科用図書について説明させていただきます。

令和8年度使用の学校教育法附則第9条の規定による一般図書一覧には、新たに4冊の図書が選定されております。

それでは、追加された一般図書を説明させていただきます。

1冊目は、「さわって学べる算数図鑑」です。足し算、掛け算、分数から図形や立体まで、算数に関する様々なことを仕掛けを通して体感できる図鑑です。説明を読んだり計算したりするだけでは分からなかったことも、いろいろな種類の仕掛けを使って直感的に理解することができます。この本の立体のページでは、展開図を組み立てるとどんな形になるか、実際にやってみることができます。また、分数のページでは、どの分数とどの分数が同じ大きさなのかが分かる仕掛けにより、通分や約分などの計算が、単に計算方法を覚えるのではなく、実感を伴って理解することができます。そのほか、掛け算と割り算の関係やいろいろな形の特徴も、触って遊びながら学べます。全ての漢字に振り仮名があり、算数の用語が分かりやすい言葉で説明されています。紙質が良く丈夫で、大きさ、厚さともに扱いやすいと考えられます。

2冊目は、「スキンシップ絵本 かずのえほん」です。前半は1から100までの数の考え方を学ぶことのできる数えるコーナーと、後半は算数の基礎となる考える力を養うことでの

きる考えるコーナーで構成した数の絵本です。数えることだけにとどまらず、算数や数学の基礎となる考える力を養うことも期待できます。この本は、人や物を数えたり果物の大きさを比較したりするなど、日常の生活場面で生かせる内容になっており、1から20までは1ずつ数えながら数に親しみ、20から100までは10のまとまりで数を学ぶことができます。ページに厚みがあり、めくりやすかったり、数字が大きく表記され、指でなぞることができたりと、扱いやすい絵本であると考えます。

3冊目は、「絵でわかるこどものせいかづかん1　みのまわりのきほん」です。生活動作を、口頭のみの指示だけでは子どもはなかなか理解することができません。イラストで描かれた生活の場面を自分の経験と重ねることで、動作の基本が無理なく身につくことに期待できます。この本は、毎日の生活習慣を身につけられるように、見開きで20場面を紹介されています。例えば、服を着替える、トイレに入るといった、朝起きてから寝るまでの動作が場面ごとに配列されており、見開きで1つの学習内容が扱われております。文字が全て平仮名で書かれ、基本の生活動作が短い文とカラーイラストで具体的に表現されており、分かりやすく楽しく習得することのできる大型絵本です。児童生徒が本書を扱いながら、興味を持って学習することが期待できます。

4冊目は、「改訂新版くらしに役立つ保健体育」です。内容は、中学部2段階、高等部1段階までを想定されております。改定のポイントとして、2点ございます。1つ目は、平成31年度版学習指導要領では、主体的、対話的で深い学びの充実に向けた授業改善の1つとして、生徒が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫すること。第1章総則、第2節第3款（4）として明文化されました。これを受けまして、学習の見通しを持ち、また学びを振り返って自覚化していくことで、生徒が主体的な学習者として学びを進めること、学習の定着を図ること、汎用的な資質能力として、暮らしに生きる知識や技能を獲得していくことが可能になります。

2つ目は、考えよう、調べよう、深めよう、発表しようなどの学習過程を明確にし、問題解決的な学習で、生徒主体の学びを目指します。身近な暮らしの中から課題を発見したり、調べたことを対話する中で考えを深めたり発表したりするなどの問題解決的な学習過程で構成しています。知識及び技能にとどまらず、思考力、判断力、表現力等の向上につなげ、学習の仕方自体を学ぶことで、生徒が主体的に取り組むことができます。

この本は、学習指導要領に示されている内容を網羅的に学習しながら、将来の生活につながるをコンセプトに学習内容を精選し、各領域をバランスよく学べるように構成されています。

す。3つの章で構成され、心身ともに健康で充実した生活を実現するための基礎基本を学ぶことができます。体育理論編では、運動やスポーツ全般の文化や知識、技能を学ぶことで、将来の余暇生活の充実に資する内容を学べます。体育実技編では、幅広く競技の種目について紹介しながら、ルールや決まり、学習の進め方などが解説されております。また、保健編では、心身の発達を学び、病気やけがを予防するために必要なことや、喫煙や飲酒などによる体への影響、また心の健康を守るすべについても調べたり考えたりすることのできる内容となっております。また、体の動きが一つ一つイラストで表現されており、二次元コードを用いて動画で学ぶこともできたりと、学習する生徒が体の動かし方をイメージしやすくなっています。難しい漢字の読み方には振り仮名が振られ、装丁はしっかりとしており、表紙は汚れにくい加工がされております。

令和8年度使用の学校教育法附則第9条の規定による一般図書一覧にある新規4冊につきましては、いずれも、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級における児童生徒の教育に適した内容であると認められます。

なお、今年度、該当する児童生徒がいないため、松戸市内の小中学校では、学校教育法附則第9条の規定による一般図書は使用しておりません。

また、東葛飾地区では、次の市町村において確認が取れましたのでご報告いたします。

まず、流山市の小中学校知的特別支援学級に在籍している児童生徒は、学校教育法附則第9条の規定による一般図書を教科書として使用している小中学校が多くあるとのことです。数として把握はしていないとのことです、特に小学校の知的特別支援学級で使用している児童が多いとの回答でした。

次に、柏市では、小中学校知的特別支援学級に在籍している児童生徒は、学校教育法附則第9条の規定による一般図書を教科書として使用していないとのことです。ただし、小中学校それぞれ1校を除く全ての学校におきまして、知的特別支援学級内に備付け図書として皆で共有しながら活用しているようです。

以上で、学校教育法附則第9条本の説明を終わります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第23号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

今、担当主事がお伝えいただいた情報、ありがとうございます。せんだってお願いしたところかと思います。

山形委員。

山形委員 質問が 1 点と、意見が 1 点あります。

ご説明の中で、「くらしに役立つ保健体育」のところで、中学校 2 段階、高校 1 段階というような表現があったと思ったのですが、中学校 2 段階というのは 2 年生なのかなというところと、高校 1 段階というのは 1 年生なのかなというところが確認したかったところです。

今ご説明にありました、松戸市は使っていないけれども流山は多くの学校が使っていること、柏は教養図書として学級に置いてあるというところで、私は、今回の算数の図鑑はすばらしく良くて、一般のお子さんにもいいんじゃないかなと思っていました。

ディスレクシア、学習障がいまではいかなくとも、数字の認知の部分で、概念をつかむのが難しいと感じるお子さんは結構いると思います。分数だとか掛け算とか割り算とか、足し算と引き算は割と物が移動していく中で分かるんですけども、そこに関する数字の概念的なものを、こういうふうに触れて、学べることが大切だと思います。「かずのえほん」もそうですが、触れて学べることがいいことだなと思いました。この絵で分かる生活の本も、おトイレのやり方とか、ちょっと粗相をしたら拭くんだよというところまで書いてあったりとかして、障がいのあるなしにかかわらず、ほかのお子さんにも役立つ本だなというところがありました。これは感想にはなるんですけども、このようないい本が選ばれたことを、通常級の学校、特別支援の先生だけにかかわらず、ほかの先生にも情報として共有して、届いているのかどうかは分からなかったんですが、もし届いていなければ、こういう本が選ばれて、授業で活用してくださいみたいなことが届くといいなと思いました。これは感想です。

質問は 1 点です。お願いします。

教育長職務代理者 中学校、高校の段階についてですね。

山形委員 段階という説明があったので。

教育長職務代理者 学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 「改訂新版くらしに役立つ保健体育」ですよね。内容は、中学校 2 段階というふうになっておりますけれども、あくまでも想定でというところなので、この学年でというところの区切りはないというところが現状です。

以上になります。

教育長職務代理者 段階というものをどのように理解して。

山形委員 段階というのが、今、説明に、2 段階、1 段階とお話ししていたと思ったんです。

教育長職務代理者 どういう立てつけでそういうふうにしているのかというのがちょっと分か

りにくいのですが。

教育長 1と2はどっちが上だとか分からぬ。

教育長職務代理者 月齢とかなのか、それとも難しさだったりとか、何を立てつけに段階といふうに区切っているのかが分からぬという。

山形委員 そういうことです。説明していましたよ、2段階。

教育長職務代理者 指導主事、お願いいたします。

特別支援教育担当室指導主事 まず、中学部2段階とはというところなんすけども、特別支援学校の教育課程における知的障がいのある生徒を対象とした教育内容の区分の1つです。小学部が3段階で区分されているのに対しまして、中学部は2段階で区分されます。

これは、生徒の知的障がいの程度や学習状況、生活状況などの個人差が大きいため、段階を設けることで、より個々の生徒の実態に即した指導を行いややすくするために、このような措置を取っております。

以上でございます。

山形委員 分かりました。何かそこが知りたかったところです。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、ございますか。

じゃ、私から。

先ほどもちょっとお伝えした、他市でどのように使われているかが非常に気になるところでということをご調査していただきました。それを踏まえて、松戸市はどうなのかなというところが気になるところで、松戸市では常に図書館の冊数の問題もありますし、あと、学校図書の充実というところも常に意識されているところではございますが、せっかくこのようなすばらしい本を列挙していただいているのに、ここに関心を寄せないというのは、ちょっともったいないのではないかというふうに思います。

先ほど山形委員が、ディスレクシアでなくても大いに活用できる本であるというような、そういった見方も、もしかしたらこの本が現場にあれば、先生たちもその気持ちで賛同してお使いになるということも十分にあり得るのではないかなど想定します。本自体が、今回の採択に限らず、過去のものでも実はたくさんありますよね。私はそのように感じて、いつも教科書閲覧のときにいろんなものを見るんですけども、これ、いいなと。ただ単に、学習に一切の支障がない子どもたちが見ても、学習の一助として楽しめる本という形で、学校図書館にあってもいいのではないかという本がたくさんあります。

少しその辺りを、あれば学校の一般教室でも、もしかしたら教育の一環の中に分かりやすい形の提案ということも考えてくださる教員も出てくるのではないかというふうに、特に算数に対するつまずきというのはいつも問題になっているので、低学年のうちから、算数に対する苦手意識というものを払拭するような手だてというものを考える中で、こういったものをちょっと参考に使えないだろうかというふうに研究してみるのも1つの在り方ではないかなというふうに想像いたします。これは私の意見です。

以上です。

ほか、ございますか。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第23号について採決をいたします。

議案第23号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第23号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。

(説明員入替え)

◎その他

教育長職務代理者 それでは、会議冒頭に教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、秘密会の前にその他に移ります。

それでは、文化財保存活用課からご報告をお願いいたします。

美術館準備室長、お願いいいたします。

美術館準備室長 出張ミニ展覧会「やなせたかしと大橋正 松戸にあったデザインの学校」の開催についてご報告いたします。

文化財保存活用課では、より多くの方に本市の文化資源をご紹介する機会として、市内小中学校や社会教育施設などで所蔵資料を公開する出張ミニ展覧会を開催してまいりました。今回は、ひがまつテラス内の東松戸地域館に1コーナーを設け、やなせたかしと大橋正に関する展示を行います。

漫画、詩人など様々なジャンルで活躍したやなせたかしは、東京高等工芸学校の卒業生でございまして、この学校はデザイナー育成のための国立の学校で、当時は現在のJ.R.田町

駅付近にありましたが、東京大空襲によって校舎が全焼し、戦後、松戸市岩瀬に移転してまいりました。こうしたゆかりから、松戸市ではこの学校の資料や関係者の作品等を収集、公開してまいりました。今回の展示では、本市の資料や書籍から、東京高等工芸学校在学時のやなせや、卒業後の漫画家としての仕事、そして、やなせの学校の先輩でありましたデザイナー大橋正の作品を展示し、松戸とやなせ、大橋の関係をご紹介いたします。

展示期間は、8月19日から31日までで、月曜は休館となります。

以上、ご報告とさせていただきます。

教育長職務代理者 ほかは、何か。これに対する何か、いかがですか。

では、私から。

以前にもこのご報告をいただいたて、今回、地域館でなさるんだなということで、いいですね。

小学校で展開していただいているこの企画が、小学校の全先生方、校長先生方にご認知いただけているかというと、なかなか難しいのかなというところがやはりあるかと思いますので、今回、こういった公のところで一度していただくことで、ぜひ教育長にお願いして、小学校の校長先生方、一度見に行っていただいて、こういった形のものが、自分の学校に来たらどうだろうというふうに想像して、一度は足を運んでみていただけたら、今後、美術館準備室さんとのコンタクト等もスムーズにいくのではないかなと思います。ぜひよろしくお願ひしたいところでございます。私も、ぜひ足を運ばせていただきたいと思います。

ほか、ございますか。

山形委員。

山形委員 朝の連続ドラマでやなせたかしさんが話題になっているのと、子育て世代はアンパンマンにお世話になっていない人はいないと思うぐらいアンパンマンの認知は高いものですし、やなせさんの作品、書籍なんかも図書館なのでコラボして、小説というか詩集だととも一緒にコラボして多分あるのかなと思うので、私も見学に行くのがとても楽しみです。こういう情報ができれば子育て世代の方にもっと広く届くような告知の仕方だとかをぜひしていただけたらと思います。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 次は、社会教育課。

社会教育課長、お願いします。

社会教育課長 社会教育課の関根でございます。

本日は、第1回社会教育委員会会議の概要についてご報告させていただきます。

本年度の第1回社会教育委員会会議を7月17日木曜日に、委員10名中9名の出席により開催いたしました。今回は、お手元に配付の次第のとおり、報告が2件、議事が2件ございました。

報告では、第二次子どもの読書活動推進計画の策定について並びに松戸市教育振興基本計画の策定についての2件につきまして、担当課である図書館長、教育政策研究課長から、それぞれの計画概要や策定のスケジュールなどについての説明に続き、質疑応答を行いました。

それから、議事のうちの1点目は、第二次松戸市社会教育計画年次報告及び見直しについて、生涯学習部、文化スポーツ部の関係所属長にも出席いただき、令和6年度の年次報告及び今後の見直しについての質疑応答を行いました。

議事の2点目の社会教育関係団体に対する補助金についてでは、補助金交付6団体に対する6年度の実績並びに7年度の交付について報告するとともに、補助金の交付にとどまらない支援の在り方や、現在府内で検討中の部活動の地域展開の方向性につきましても、出席委員の皆様から幅広い意見を頂戴したところでございます。

今回の会議で頂戴したご意見は、こちらの第二次松戸市社会教育計画の見直しですか、部活動の地域展開における文化系部活動に対しての市民や社会教育関係団体の関わり方などについて、参考としてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、7月17日に行いました第1回社会教育委員会会議の概要についてのご報告とさせていただきます。

教育長職務代理者 よろしいですか。何かご意見とか。

委員の皆様から、何かご報告。

中西委員。

中西委員 今の社会教育課のお話とも関連するんですけど、活動として、8月1日ですか、文科省の市町村教育委員会研究協議会に新潟まで行って参加してきました。

これは、参加者が30人に満たないという、ちょっとびっくりしたんですけど、あまりに数が少ないので、これで全国の文科省が呼びかけたものなのかと疑問に思ったところがありました。

教育委員の研修については、しばらく前の「内外教育」に私は原稿も書いたんですが、いろいろ課題があるなということを思っております。ぜひそちらもご覧いただきたいんですが、新潟でやることのは是非というのも、30人足らずですので、参加者は首都圏プラス新潟県、地元の方というような構成、それ以外は数人という感じだったので、それによって、テーマが幾つももともと上げられていた中で、2つに絞られたんですけど、その2つに絞られたというのは、いかに人数が少なかったかということの表れではないかなと思いますので、これは教育委員会議で話してもしようがないことではあるんですが、文科省にも何か発信をすべきではないかなと。アンケートがありましたので、その感想には書いておきましたが。

その中で、不登校対策・いじめ対策の中のいじめ対策の分科会と、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行についてという、その2つに参加いたしました。部活動の移行のことに関しては、新潟の燕市の取組というのが、地元の企業とかなり連携して積極的におやりになっていて、進んでいるなと思いました。大きな会社のあるところは、割と地域展開がやりやすいということは一般的に皆さんご認識だと思うんですが、燕市も結構たくさん企業があって、大きな会社ではないんじやないかと思うんですけど、そことうまくやっていらっしゃるなということが一番印象に残りました。

そこで、この分科会の資料を出すときに改めて事務局に確認したんですけども、地域展開、地域移行に関してアンケートを昨年実施されているんですね。昨年実施されたものがこの段階でもまだまとまっていないというのは何でなんだろうと思いましたので、その点、もしご回答いただけるならお聞きしたいなと思ったんですが、いかがでしょうか。

教育長職務代理者 地域移行の経過について、何かご存じのことがあったらお伝えいただけたいと思います。

教育総務課長。

教育総務課長 アンケートについては、担当課のほうも準備をしておりませんので、後日ご報告させていただければと思います。

中西委員 今、社会教育課のご報告でも、そういう議論があったという話もあった中で、我々の教育委員会議で何もそれが議論されていないというのも、何か順番がちょっと違っているんじゃないかなと思ったので、ぜひアンケートの結果をそもそもまとめて、まとまったものを早く出していただけないかなというふうに思いました。

あと、8月4日に振興計画絡みで子どもたちのワークショップがあったんですが、そちらもちょっとのぞいてきました。ただ、時間的に最後までいられなかつたので、のぞいてきた

というだけで、それ以上の感想は簡単には申し上げられないで、そのご報告だけ申し上げておきます。

以上です。

教育長職務代理者 ほか、委員さんからの報告。

山形委員。

山形委員 私は8月1日の日に新潟には行けなかつたので、松戸市内の教員の先生方が集まって一斉に研修する教養講座に参加させていただきました。愛着障がいについて、和歌山大学の教育学部の米澤好史先生がいらっしゃってお話をしてくださいました。

米澤先生に関しては、子育て支援の文脈だとか性教育の文脈でとても勉強していく、すごく尊敬して、長年本を愛読している者だったので、本当に会えてすごく光栄だったなと思いながら、お話しも、先生たちもすごくご興味があったようで、予定よりも先生たちが多く、1,600名の先生がいる中でご講義をしていただきました。

レジュメが32ページぐらいスライドがあったんですけども、実際、蓋を開けると先生の説明が8ページぐらいで終わってしまったんですね。それはなぜかというと、とても大事なポイントのスライドにかなりの時間を割いて丁寧に説明してくださいましたのと、医学モデルの愛着障がいと、米澤先生が考える教育現場の臨床における、本来の子どもたちの過ごしている中での愛着障がいの違いの話などが、かなり充実してお話をしてくださいました。

一般的に、私もそうですが、勉強するまでは、愛着障がいと聞かれると、何か虐待だとか、あとは児童養護施設でお育ちだとか、不遇な環境で育った方がなるものではないかと思われるがちなんですけれども、そうではなく、一般的なご家庭でもなるケースがあるというのと、環境因子だけではなくて、子ども自身が受け取る感覚だとか、その育ち、遺伝因子など、様々なものが関連しているものであり、また、親と子、兄弟であったとしても、上の子はそういう症状がなかったけれども、下の子に起きるなどという、対一人一人の人間関係の関係性の障がいだというような考え方を持っていらっしゃると、愛着障がいは治る、ケアできるものだという発信をされている先生という切り口では、医学モデルとは大きく違った観点なのかなというところの話がありました。

愛着形成をするためには、1人の人と、キーパーソンになる人と一緒に何かをすることがとても大切ということと、愛着形成の中での大事な安全基地、安心基地、探索基地、この話がかなり米澤先生の基礎になる部分なんんですけど、その部分をかなり丁寧にお話ししてくださいって、もっと先、もっと知りたいことがあったんですけども、途中で講義が時間で終わ

つてしましましたが、フロアからも先生たちからもご質問も出ていましたし、もっと学びたいという先生たちの声もあったのではないかと思います。

事前に先生と少しお話しされる時間をいただきまして、深く学びたいですという話をしましたら、10日以上かかりますねというようなことを言われるぐらい、すごく深いところなのですが、愛着、安全安心の部分が育っていないと、どんなに学ぼうと思っても学べない状況にあるというところなんかは、今の子どもたちにすごくつながるところなのかなというところや、発達障がいにも絡みますけれども、その部分、発達障がいと思われていたら、実は愛着障がいだったというようなものなんかも、米澤先生は本当に赤ちゃんから大学生ぐらいまでの幅広い子どもたちに関わっている先生で、その知見の一部に触れた形ですけれども、少しでも勘違いというか、何かしら環境のせいでこの子は愛着障がいなんだ、愛情不足という言葉を使うのは本当に間違った支援者の言葉だと私は思っていて、関係性の障がいだというところが届くだけでも、この保護者はみたいな切り口みたいなのは少し減っていくのかなとかというところは届いたのではないかというのを感じていますし、またぜひ機会があれば、もっと学ばせていただけたらなと思う時間でした。

そして、中西委員がおっしゃった8月4日のワークショップなんですけれども、NPO子育てハーモニーさんが開催してくださいって、たまたま昨日、ハーモニーの代表の方とお話しする時間がありました、どんなご様子だったか、教育長も来てくださいましたというような話もしてくださいました。最後までこのワークショップの中で、割と小学校1年生のお子さんが多いようなワークショップで、いつも野菊野こども館に来ているような子どもたちの中で楽しくやっていく中で、自分を表現することに関して、代表の方がお話ししてるのは、自分を表現するという機会をもっとつくるべきだなというのをワークショップで肌感として感じられたそうです。

何かしら教育振興計画のために子どもたちの意見を私たちは求めるじゃないですか。でも、その求めるときに、子どもたちに意図して何か求めていないかなというのを、こういう教育であってほしいみたいな、大人が求める答えを何かしら求めてしまっていないかというところを見極めるような感じのお話というか、もっと子どもたちが自由に話ができるとか表現するとか、そういう機会が圧倒的に少ないのではないかというような話を聞きながら、私もそのような機会を持ちました。

今、こども家庭庁もできて、子どもの参加する権利が重要ということを、和座委員さんがいらっしゃらないんですけど、毎回、和座委員も言います。子どもの権利の中の参加する権利、

でも、参加するときの言葉を本当に私たちはちゃんと聞いているのかなというところが、ある意味、小さいときから、関係性の障がいではないですけども、大人の顔色を見て、お母さんやお父さんがこう言つたら喜ぶかなと思って子どもたちは言葉を選んでいることもありました。そうではない本当の子どもの声を聞けるような、このようなワークショップを、今回、野菊野でしていただきましたけれども、学校などでも開催したり、もしくはほかの地域でやったりだとか、年齢を上げて中学生や高校生にももっと意見を聞くようなものが広がっていき、そういうものが振興計画に載ってくれればいいのかななんていうのも、たまたまお話しする機会があったので、そんな意見をいただきながら、私の所感も含めた感想になります。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

今のを受けて、この間教えていただいたことを1つ。文化スポーツの審議会のほうで、その後に座長の先生とお話しさせていただいた中で、今、子どもの意見を自由にというふうにお伝えいただいて、本当にそのとおりなんですかけれども、その中で一番難しいのは、言えない子どもたちの思いをどういうふうに拾い上げるかということが非常に難しいということを教えていただきました。その先生は足立でそういった活動をしている中で感じて、最低6回ぐらい、何のご意見をいただけなくとも、その子と接することが最低限の心を開いてもらうための時間だとおっしゃっていました、6回ってすごいなと正直思ったんですけれども。

意見を言える子は、いつでも言えます。学校にいても、誰でも、こちらからアプローチしなくとも話しかけてくるし、発信します。そうでない子どもが、恐らく学校に在籍している子の半分以上だと思います。まして、本当に困り事を抱えている子たちは発言力がさらに低いかと思います。

だけれども、本当に吸い上げなければいけない言葉は、そこに隠れているのかなと思うと、アンケートのようなやり方、今、Q-Uなんかやっていますと言っていますけれども、本当にそれでその言葉を引き出せているんだろうかという疑問を感じました。

その辺りのことを、もうちょっと、今度の教育推進計画もありますけれども、大きな枠の計画とは別に考えていかなければいけないことなのではないかなと思います。ぜひ、そういったことを考える時間もつくっていただけたらありがたいなと思いました。

以上です。すみません。ありがとうございます。

ほか、ございますか。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

◎議案第24号

教育長職務代理者 それでは、議案第24号「令和7年松戸市議会9月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第24号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席をお願いいたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、教育総務課長、教育総務課専門監、教育総務課課長補佐、学習指導課長、学習指導課課長補佐、学習指導課指導主事、児童生徒課長、児童生徒課課長補佐、児童生徒課指導主事、学校施設課長、学校施設課課長補佐、学校施設課主査、市立松戸高等学校事務長、学校財務課学校給食担当室長、学校給食担当室補佐、以上でございます。

そのほかの方は退席してください。傍聴の方の退席及び説明員の準備が整うまで、しばらくお待ちください。

(関係職員以外の職員退席)

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 それでは、これより議案第24号「令和7年松戸市議会9月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いいいたします。

教育総務課長 教育総務課長の三根です。よろしくお願いいいたします。

議案第24号「令和7年松戸市議会9月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」ご説明申し上げます。

本件の提案理由は、令和7年松戸市議会9月定例会に提出を予定しております補正予算議案の作成に当たり、教育費について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長より意見聴取の申出があったことから、ご審議いただくものでございます。

別冊の補正予算書の1ページをご覧ください。歳入より順次ご説明いたします。

県支出金、委託金、教育費委託金、教育総務費委託金20万円につきましては、特色ある道徳教育推進指定校において、道徳教材の活用を含めた実践的な研究を行い、その成果を普及するための経費について補正を行うものです。

続きまして、寄付金、寄付金、教育費寄付金、高等学校費寄付金100万円につきましては、寄付金を活用して部活動推進のための活動用具を購入するための経費について補正を行うものです。

続きまして、諸収入、雑入、雑入、利用者給食費負担金収入マイナス8億4,340万9,000円につきましては、物価高騰対策として1学期に実施していた学校給食費完全無償化を2学期、3学期も継続して実施することに伴い、児童生徒給食費負担金の収入額に変更が生じたため、減額補正するものです。

続きまして、歳出について説明いたします。2ページをお願いいたします。

教育総務費、教育研究指導費、学習指導事業20万円につきましては、特色ある道徳教育推進校に指定された松戸市立和名ヶ谷小学校及び松戸市立和名ヶ谷中学校にて、道徳教材の活用を含めた実践的な研究を行うために必要な教材や消耗品を購入するための経費について補正を行うものです。

続きまして、教育総務費、教育研究指導費、教育相談事業176万4,000円につきましては、物価高騰対策として1学期限定で実施しているフリースクール等利用児童生徒支援補助金を2学期、3学期も継続して実施するための経費について補正を行うものです。

続きまして、小学校費、小学校管理費、小学校施設維持管理事業2,500万円及び中学校費、中学校管理費、中学校施設維持管理事業1,500万円につきましては、小学校、中学校ともに施設点検及び学校の要望等により早急に改善が必要な事項について、修繕を行うための経費について補正を行うものです。

続きまして、3ページをお願いいたします。

高等学校費、教育振興費、特色ある教育活動推進事業100万円につきましては、寄付金を活用し、サッカーチーム、柔道部の部活動推進のための用具や消耗品等の購入経費について補正を行うものです。

続きまして、保健体育費、学校給食費、小学校給食管理運営事業579万5,000円及び保健体育費、学校給食費、中学校給食管理運営事業405万6,000円につきましては、学校給食費完全無償化を通年実施するとともに、弁当等持参者、私立学校等就学者、長期欠席者に対しても

年間を通し支援を行うため、その経費について補正を行うものです。

続きまして、4ページをご覧ください。債務負担行為についてご説明いたします。

債務負担行為は、複数年度にわたる事業の経費を支出する必要がある場合に設定し、将来の財政負担を伴うものです。小学校施設維持管理事業3,218万6,000円につきましては、市立馬橋小学校の受水槽の改修工事を実施するため、令和7年度から8年度までの2年間で設定するものです。

ご説明は以上です。

なお、質疑につきましては、担当課から回答させていただきたいと思います。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

教育長職務代理者 議案第24号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山形委員。

山形委員 2ページの教育相談事業のところで、176万円のところなんですけれども、生徒さん、実数として人数を知りたいです。利用している人数。

教育長職務代理者 児童生徒課長補佐、お願ひいたします。

児童生徒課長補佐 今までの実数なんですけれども、補助金の申請について、24件申請がありました。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

立て続けに、今のところ補足していただきたいと思います。支援補助金という形で書いてございますが、内容についてもう少し詳しくお願ひいたします。

児童生徒課長補佐、お願ひします。

児童生徒課長補佐 当該事業の概要につきましては、不登校傾向にある児童生徒の通いの場や多様な学習機会を確保し、子どもたちの社会的な自立を目指すため、近年の物価高騰に対する子育て世帯への緊急的な対策として、フリースクールの利用料金の一部を補助する、こういった事業になります。

教育長職務代理者 もしお答えできることがございましたら、内容を補足していただきたいと思います。

中西委員 支援センター運営業務とあるけど、結局フリースクール利用者ということですか。

そこが言葉がちょっと、そもそも。

教育長職務代理者 児童生徒課長、お願ひいたします。

児童生徒課長 教育支援センター業務ということなんですけれども、実際には民間のフリースクールや、そこに付随するＩＣＴ、オンライン授業みたいなものについて、不登校児童を対象とした、利用されている方の月額利用料金の一部を補助するということになります。実際には、利用料金の3分の1で、上限を1万円という形で決めさせていただいているところになります。

教育長職務代理者 山形委員。

山形委員 補足というか、私の持っている情報だと、フリースクールに通うのに、安くて月3万円です。多分、中学校で今多いのが、N校が運営しているN中学校というのがあるんですけども、オンラインで全部授業ができるんですが、そこが年間60万とか70万とかというような形になっています。そういうような経済的な負担をかけてフリースクールを利用している方が多いというところ、情報として言っておきます。

教育長職務代理者 ほか、ございますか。

伊藤委員。

伊藤委員 2ページの一番上なんですけども、各種研修業務ということで、特色ある道徳教育推進校に指定されている和名ヶ谷の小学校、中学校とあるんですけども、道徳教育推進校というのは知らなかつたんですが、これはどういう内容でしょうか。ほかにも指定されている学校があるのか、あるいは、これに指定されることによって何かどういうことをするのか、ちょっとその辺を教えていただければ。

教育長職務代理者 学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 県の事業でございます。毎年、東葛管内6市に研究推進校のご案内がございます。今年度、来年度におきましては、松戸市において推進校を推薦してくださいということがございましたので、和名ヶ谷小学校、和名ヶ谷中学校がその学校に当たっております。この指定校になりましたら、2年間の指定校になりますので、来年度は授業公開が求められております。

伊藤委員 ほかの学校と違ってどんなことをやるとかあるんですか。そのための何か予算がついているのですが。

学習指導課長 この予算につきましては、消耗品費になります。別途、県のほうからは講師招聘とか講師依頼、または先進校への派遣等々につきましては、県のほうから直接学校のほうに予算がつきます。今回、消耗品につきましては、こちらのほうの10万円、20万円なんですが、1校につき10万円ですので、消耗品費というところ。

伊藤委員 すみません、基本的なことが分からぬんですが、そういう推進校になることによって、何か道徳関連の授業が増えたりとか、何かやるとか成果を出すとか、そういうことがあるんですか。

学習指導課長 求められていることは4点ございます。

1点目は、授業時数の完全な実施。年間35時間、どの学校も35時間を実施しているところでございますが、その年間の計画があるんですけれども、道徳は別葉と言いまして、各教科の関連を図ったものの一覧表を別葉と呼びます。そういうものの全体の計画を立てること。2点目は、教師の指導力を高めること。3つ目は、保護者、地域と共に子どもを育成すること。4点目は、評価に関してですね。今は文言での評価になりますけれども、記述式の評価でございますが、学校として組織的、計画的な取組をしていくというところの4点が求められております。

以上です。

伊藤委員 分かりました。ありがとうございました。

それから、ちょっと関連するんですけれども、3ページにも同じように特色ある教育活動推進事業という名目で、中身を見ると、サッカーチームと柔道部の活動用具を購入するとあるんですが、購入すること自体は学校によって当然必要なんでしょうが、やっぱりそういう推進事業というような名目を打たないと、こういう道具も購入できないことなんですか。

教育長職務代理者 市立松戸高校事務長、お願ひいたします。

市立松戸高校事務長 特色ある教育活動推進事業とは、市松改革において整備しなければいけないことだとか、いろんな推進しなければいけない授業の取組だとかというのがこの中には含まれております。その1つの中に部活動も入っております。今回、寄付者の希望で具体的な内容は申し上げられないんですけども、一応サッカーチームと柔道部にお願いされたいということで依頼をされまして、今回、特色ある教育活動推進事業のほうで予算を組んで実施していくということとなりました。

伊藤委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほか、ございますか。

ちょっとお伺いしたいことがございます。3ページの学校給食費のところで、完全無償化の流れの中でというところで、お弁当持参者、なるほど、私立学校、そななんだというところで、今度、長期欠席者のところですけれども、どういう確定条件で長期欠席というふうにしていて扱うのかなというところが、はっきりした条件をお伺いしたいなと思って質問させ

ていただきました。

学校給食担当室長、お願ひいたします。

学校給食担当室長 よろしくお願ひいたします。

長期欠席者の基準についてですけども、まず、松戸市に住民票があり、松戸市の公立の小中学校に在籍しているということです。あとは、文科省の定義といたしまして、年間で30日以上欠席をしていると、不登校という形の、そういった定義しかございません。私どももそれをよりどころとするしかなく、長期欠席者の基準は1か月以上学校を欠席しといったことになります。

さらに、学校で給食を用意していると、本制度での支援はダブってしまうので、給食をあらかじめ止めていらっしゃるという条件がそろって初めて支給の対象になるものとしております。

教育長職務代理者 なかなか難しそうですね、このところは。精査というか。30日以上。

中西委員 今の追加で、そうすると、内訳はどの程度なんでしょうかね。私立学校に行っていれる子もいるわけで、それぞれどういう割合になるのでしょうか。

学校給食担当室長 本件につきましては、私立等ということでの制度なんですけれども、私立の小学校、中学校に通っている方が約1,200人程度いらっしゃると認識しております。

その方々については、正直、学校に登校しているのか、長期欠席になっているのかどうか把握するすべがございません。その方々については、月額幾らといった形で、完全無償化の延長上で、オール松戸としての支援ということで、前回2月の教育委員会会議の場所でもご説明させていただいたとおりでございまして、そういった方々にも支援していますといったのが1つ目でございます。

もう一方の長期欠席については、昨年度の統計でしか分かりませんが、約1,000人程度と計上しているところでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 これは、学校から申請が上がってきた段階で給食担当室のほうが認定するみたいな形ですか。

学校給食担当室長 基本的には、市の原理原則になってしまふんですけども、申請主義として、保護者からの申請していただく形になっております。

教育長職務代理者 先ほど中西委員のご質問、予算の中の割合ということだったですか。大丈夫ですか。

教育長 弁当が分かれば分かるんじゃないですか。

教育長職務代理者 そうなんですよね。

教育長 弁当が分かれば、1,200、弁当が幾ら。

教育長職務代理者 お弁当の支給者の人数が分かると、この割合が分かるなと思って。

学校給食担当室長 それぞれ2,000万ずつ計上しているところでございます。予算といたしましてはといったところでした。

教育長 長期欠席者が1,000人、私学が1,200人。お弁当が何人が分かれば、3等分すれば、その比率で割れば、この予算の割合が分かるんじゃないのという意見です。

学校給食担当室長 失礼いたしました。

今回、そちらに記載されているものとして、弁当代、私立、長欠がございますけれども、今回、そちらに記載してある約1,000万円の金額が、小中学校それぞれ400万とか500万となっております。それはあくまでも、完全無償化になり、学校に来てはいる、不登校とか私立とか一旦置いておきまして、学校に通っている方で、アレルギーであったり、宗教上とか、何らかの理由で給食が食べられず、完全無償化の恩恵を受けられなく、やむなくお弁当を持ってくるといった方々に補助をするといったところが、そのお弁当代の金額、その全ての金額は弁当代支援のこととございます。

そちらに私立や長欠のことを記載させていただいていることにつきましては、それについては予算としては計上されておりません。2学期も3学期も継続いたしますといったご案内をございまして、1学期でも、まだ余っている差額の金額がございまして、まずそれを一旦2学期、3学期に充てていくといった、財政的な調整をさせていただいた中でのお話でございまして、そこに記載はされているものの、金額としては計上はされているものではないといったところでございます。少し複雑ではございますが、あくまでもそこに記載してあるのは弁当代だけで、小学校、中学校という形で上下書きかれているものでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 じゃ、これからそういうものが出てくる可能性があるという話ですね。

学校給食担当室長 1学期分で実施していたものの継続なので、1学期分の金額が仮に枯渀すれば、また次の段階でご審議いただく形になる可能性もございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、ございますか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして議案第24号の質疑及び討論を終結といたします。

これより、議案第24号を採決いたします。

議案第24号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第24号は原案どおり決定いたしました。

教育長職務代理者 以上で秘密会を終了いたします。

関係職員及び傍聴人の入室を許可いたします。

再開の準備が整うまで、しばらく待ちください。

(関係職員等入室)

教育長職務代理者 ご報告いたします。

秘密会にて、議案第24号につきましては原案どおり決定されたことを報告いたします。

本日、予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

教育長 ありがとうございました。

それでは、次回の教育委員会会議の日程についてでございます。次回の教育委員会会議は、令和7年9月17日の水曜日、午前10時より、教育委員会5階会議室にて開催してはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないようございますので、次回、令和7年9月定例教育委員会会議は、令和7年9月17日の水曜日、午前10時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉会

教育長 以上をもちまして、令和7年8月定例教育委員会会議を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後12時00分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員